

**諮問第146号の答申
船員労働統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第146号による船員労働統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和2年12月10日付け国総情政第267号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「船員労働統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

- ・ 報告を求める事項（以下「調査事項」という。）の変更について

本調査のうち、指定船舶^(注1)（第1号調査）においては、船員が受け取る報酬の一つとして「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」を調査していたが、令和元年度に実施した船員労働統計予備調査の結果、6月分のみでは当該報酬の支払い実態を十分に捕捉できていないことが明らかになった。

（注1）漁船と特殊船以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶

これを踏まえ、本申請では、令和3年度調査から、表1のとおり、調査事項を変更する計画である。

表1 調査事項の変更内容

現行計画	変更案
6月に支払われた特別な報酬（賞与等）	<u>昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬</u>

これについては、正確な実態把握に資することから、適當と考える。

ただし、今回の変更により、指定船舶（第1号調査）における「定期払いを要する報酬（給料、家族手当等）」と、特別に支払われた報酬の調査期間に不一致が生じることとなるため、その旨を利用者に周知することが必要である^(注2)。

（注2）定期払いを要する報酬については、調査年の6月を調査期間として設定している。

また、変更後は、特別に支払われた報酬について、指定船舶（第1号調査）及び漁船（第2号調査）は、1年間分を調査対象とするため、調査期間が一致することとなるが、

特殊船（第3号調査）は、6月分のみを調査対象とするため、調査全体の統一性を欠くことが懸念される。これを踏まえ、後記3のとおり、特殊船（第3号調査）においても、昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握することについて検討する必要がある。

2 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定。以下「基本計画」という。）における「具体的な措置方策等」への対応状況等について

本調査については、基本計画において、表2のとおり、検討課題が掲げられている。

表2 基本計画に掲げられた課題

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	<p>◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度（2018年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、<u>事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直し</u>を検討する。</p> <p>◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的变化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、<u>基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討</u>を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、<u>①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善</u>を実施する。</p>	国土交通省	令和2年度（2020年度）までに結論を得る。 基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、令和2年度（2020年度）までに結論を得る。この結論を得るまでの間も現行調査の改善を順次実施する。

これらの課題については、令和2年度までに結論を得ることとされており、審議において確認を行った結果、現時点では、基本計画に掲げられた課題に対する十分な対応とはなっていない。

このため、基本計画に掲げられた検討課題については、今回審議した結果、後記3のとおり引き続き検討を行う必要がある。

3 今後の課題

(1) 指定船舶（第1号調査）の定期的なしつ皆調査の実施の検討

指定船舶（第1号調査）については、おおむね5年ごとに、最新の母集団情報を把握するためのしつ皆による一般統計調査（以下「母集団調査」という。）を実施しているが、本統計の利活用の可能性を広げるとともに、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、この母集団調査を基幹統計調査として本調査に取り込み、本調査を5年ごとにしつ皆により実施することについて、遅くとも、令和5年度又は6年度に予定される次の母集団

調査の企画時期までに検討し、結論を得ること。また、検討に際しては、船員を取り巻く状況変化等を踏まえるとともに、後記（2）（3）及び（4）の検討を併せて行うこと。

（2）特殊船（第3号調査）における昨年1年間の特別に支払われた報酬の把握の検討

今回の変更により、指定船舶（第1号調査）については昨年1年間に特別に支払われた報酬を把握できることとなるが、特殊船（第3号調査）については調査年の6月分のみを調査することとなる。しかしながら、令和元年度に実施した船員労働統計予備調査において、指定船舶（第1号調査）については6月分のみでは正確性を欠くことが判明しており、特殊船（第3号調査）についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。

このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第3号調査）において昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

（3）指定船舶（第1号調査）における昨年1年間の定期払いをする報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討

船員については、陸上労働者と比較して長期間の勤務期間・休暇期間を取るなど特殊な勤務体系を取っている者が多く、乗船月と休暇月での報酬に差が生じている可能性があるため、調査年の6月分の定期払いをする報酬のみから正確な年間収入を推計するのは困難であると考えられるが、船員の年間収入を把握するニーズも存在している。また、現状においては、「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較可能性向上に係るニーズも存在している。

このため、指定船舶（第1号調査）において、昨年1年間の定期払いをする報酬を把握すること及び「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項（勤続年数等）を追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

（4）指定船舶（第1号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討

指定船舶（第1号調査）において、現行計画上、予備船員^{（注3）}については調査対象となっていないが、国民経済計算の推計精度の向上や船員労働統計の体系的整備の観点から、予備船員についても調査対象とすることを検討する必要があると考えられる。

（注3）船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものの、乗船待機中及び陸上休暇中の者の船員の他、外国籍船舶に乗り組む船員が含まれる。

このため、予備船員を包括的に調査対象に追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

（5）業務報告等を活用した報告者負担の軽減

今回変更する調査項目以外の調査項目について、業務報告等の行政記録情報を活用した削減等の余地はないか、報告者負担軽減の観点から、引き続き必要な検討を行うこと。

以上